

無利息型普通預金

平成 23 年 12 月 1 日現在

商 品 名	・ 無利息型普通預金（決済用預金）
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 随時払戻しできます。
利 息	・ 利息はつきません。
税 金	・ 利息がつかないので税金はかかりません。
手 数 料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料が必要となる場合があります。 (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
付 加 可 能 特 約 事 項	・ 個人の方は「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%、担保定期積金の利回りに 0.7% を上乗せした利率) ・ マル優の対象ではありません。
貸 越 利 息	・ 総合口座で貸越利息が発生していた場合は、年 2 回（2 月、8 月）の当庫所定の日にお支払いいただきます。
「有利息の普通預金」と「無利息型普通預金」の切替えにかかる留意点	・ 切替えは所定の依頼書によりお申込みいただきます。 ・ 有利息の普通預金を「無利息型普通預金」に切替える場合は、前回の利息支払日から「無利息型普通預金」に切替える日の前日までに発生した利息を切替える日にお支払いします。 ・ 口座番号の変更はございません。 ・ 無利息型普通預金を有利息の普通預金に変更（または再変更）することができますが、変更手数料 1,050 円（消費税等を含む）を頂きますのであらかじめご了承ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取ができます。 ・ 預金保険制度により全額保護されます。